

## 鳥取県監査委員公告第4号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第2項の規定に基づき、事務の執行について監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成20年2月14日

鳥取県監査委員	石	差	英	旺
鳥取県監査委員	井	上	耐	子
鳥取県監査委員	伊	木	隆	司
鳥取県監査委員	米	田	由	起
鳥取県監査委員	伊	藤		保
鳥取県監査委員	稲	田	寿	久

### 第1 監査の概要

#### 1 行政監査の趣旨

行政監査は、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、監査委員が、その地方公共団体の事務の執行が適確に行われているかについて実施するものである。

本県においては、毎年度特定の課題を選定してこの監査を実施しているところである。

#### 2 監査対象事務

生産品の販売等に係る事務

##### (1) 生産品の販売に係る事務

生産品(生産物(県が栽培、分娩、産卵、ふ化、漁ろうその他の作業により収穫した物品をいう。以下同じ。))及び加工品(県が機械器具その他の用具を利用して労力により生産した物品をいう。以下同じ。))をいう。以下同じ。)の販売に係る事務

##### (2) 労務の提供に係る事務

外部からの依頼により、生徒や学生を授業の実習の一環として依頼者に対する労務の提供を行わせることによって相当の対価を得ることとなる事務

#### 3 監査対象事務の選定理由

県の試験場等では、農産物等の品種改良や生産性の向上を目的とする試験・研究により多種多様な生産品が発生している。これらの生産品は、試験研究等で使用されるが、その残余分については販売可能なものを売払って県の収入としている。

また、農業高校等の教育機関では、実践的な教育を行うため、野菜づくり、花きづくり、味噌などの加工品づくり等の実習を行い、その生産品を売払って県の収入としている。

しかし、平成18年9月に行政監察監が行った調査において、一部の機関では、これらの生産品を販売して得た収入を公金とせず、簿外処理をする等の不適正な経理処理を行っていたことが判明した。

このため、生産品の販売を行う機関における生産品の処理に係る事務の執行等が適正に行われているかについて監査し、今後の事務の改善に資することとした。

#### 4 実施期間

平成19年7月から同年11月までの間に実施した。

#### 5 監査の対象及び対象機関

##### (1) 監査の対象

平成18年度及び平成19年度(平成19年4月1日から同年8月31日まで)に行われた生産品の販売等に係る事務

##### (2) 監査対象機関 27機関

ア 平成18年度又は平成19年度に生産品の販売実績がある機関(生産物の発生、加工品の製造・製作はあるが収入のない機関を含む。)

イ 平成18年度又は平成19年度に労務の提供を実施している機関（労務の提供はあるが収入のない機関を含む。）

## 6 実施方法

県のすべての機関に対して予備調査（生産品の販売等の状況に係る調査）を実施した後、監査対象となる27機関すべてに監査調書の提出を求め、そのうち14機関について関係書類と現場の状況を調査し、関係者の説明を聴取するなどの方法により実地監査を実施した。また、残りの13機関については、書面による監査を実施した。

### (1) 監査実施機関 27機関

福祉保健部 3 機関、商工労働部 2 機関、農林水産部 7 機関、教育委員会 15 機関

### (2) 実地監査を実施した機関 14機関

#### ア 知事部局 10機関

[福祉保健部] 総合療育センター、喜多原学園

[商工労働部] 倉吉高等技術専門学校、米子高等技術専門学校

[農林水産部] 農業大学校、農業試験場、園芸試験場、畜産試験場、中小家畜試験場、水産試験場

#### イ 教育委員会 4 機関

智頭農林高等学校、倉吉農業高等学校、境港総合技術高等学校、白兔養護学校

### (3) 書面監査を実施した機関 13機関

#### ア 知事部局 2 機関 [福祉保健部] 皆成学園、[農林水産部] 森林保全課

#### イ 教育委員会 11機関

鳥取湖陵高等学校、鳥取緑風高等学校、青谷高等学校、米子高等学校、米子工業高等学校、米子白鳳高等学校、日野高等学校、鳥取盲学校、倉吉養護学校、皆生養護学校、米子養護学校

## 7 監査の着眼点

- (1) 生産品に関する事務取扱要領は実態に即したものとなっているか
- (2) 生産品の生産計画は適正なものとなっているか
- (3) 生産品の管理は適正に行われているか
- (4) 生産品の販売等の処理は適正に行われているか
- (5) 生産品販売代金の処理は適正に行われているか
- (6) 労務の提供に関する事務取扱要領は適正に定められているか
- (7) 労務の提供に係る事務手続は適正に行われているか

## 8 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	石	ざし	ひで	お
			たえ	こ
監査委員	井	うえ	たか	し
			ゆ	き
監査委員	伊	ぎ	たか	し
			ゆ	き
監査委員	米	た	ゆ	き
			た	も
監査委員	伊	とう	た	も
			た	も
監査委員	稲	た	とし	ひさ
			ひ	さ

## 第2 監査の結果及び意見

### 1 生産品に関する事務取扱要領等の運用について

生産品に関する規程の一部改正等の状況

- ・ 生産品の使用及び処分に係る事務は、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）鳥取県物品事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第12号。以下「物品規則」という。）及び各部局が制定した生産品に係る事務取扱要領等に基づいて行われている。

物品規則第3条第2項第5号では、生産品は、「機械器具その他の用具を利用して労力により生産した物品及び栽培、分娩、産卵、ふ化、漁ろうその他の作業により収穫した物品」と規定されている。

農林水産部の教育試験研究機関及び教育委員会の県立学校は、生産品が発生しているため、生産品の管理及び処理に係る事務を適正に行うための事務取扱要領等を定めている。

- ・ 庶務集中局では、行政監察監が平成18年度に行った不適正な経理処理による資金造成等に関する調査結果に対する改善措置として、平成19年3月に物品規則の一部改正を行っている。
- ・ 農林水産部では、行政監察監が平成18年度に行った不適正な経理処理による資金造成等に関する調査結果に対する改善措置として、農林水産関係試験研究機関等における生産品事務取扱要領（昭和58年10月1日付農林水産部長通知。以下「従来の農林水産機関生産品事務取扱要領」という。）を廃止し、農林水産関係教育試験研究機関等における生産品事務取扱要領（平成19年3月30日付農林水産部長通知。以下「新農林水産機関生産品事務取扱要領」という。）を定めている。その後、農林水産部では、平成19年10月9日に新農林水産機関生産品事務取扱要領の一部改正を行っている。
- ・ 教育委員会では、平成18年度に通知した処理に困っている通帳等に関する調査結果及び今後の適切な処理について（平成18年12月8日付教育行政監察担当参事通知）に基づき、学校への聞き取り調査を実施した。

その結果、県立高等学校実習生産品等会計事務取扱要領（昭和44年3月20日出納長、総務部長、教育長通知。以下「学校生産品等事務取扱要領」という。）の改正を検討したが、学校生産品等事務取扱要領に基づく事務処理の徹底により不適正な処理は発生しないと判断し、様式の一部改正にとどめている。

(1) 生産品に関する事務取扱要領は実態に即したものとなっているか

- ・ 物品規則第8条第1項では、「物品の生産又は収穫を行う現場の責任者（以下「生産主任」という。）は、生産品を生産品引継書により知事又は出納機関の長に引き継がなければならない。」と規定されている。
- ・ 農林水産関係の試験研究機関においては、従来の農林水産機関生産品事務取扱要領では、生産主任が生産品の発生から処分時の引継ぎまでを生産品処理簿により管理することとしていた。  
新農林水産機関生産品事務取扱要領は、生産品に係る不適正な処理をなくすことを主眼として定められたものであり、出納員が生産品処理元帳により生産品を管理することとしている。  
また、従来の農林水産機関生産品事務取扱要領では、生産から処分までの一定期間を一括して管理していたため、記載が遅延するなどの状況が見られたが、新農林水産機関生産品事務取扱要領では、生産、場内使用、引継及び処分の報告様式を定め、その都度報告し、機関の長の決裁を受けることとしている。このため、生産主任は、生産や処分の都度、速やかに、報告を出納員及び機関の長へ行うこととなっている。

[監査の結果]

農業大学校では、牛の生産管理を1頭ごとに行っているため、新農林水産機関生産品事務取扱要領に定める各種報告書を作成しなくても適正に管理できるとの考えから、従来の農林水産機関生産品事務取扱要領に定める生産品処理簿を使用して事務処理を行っていた。

農業試験場では、米、大豆及び麦の処理を行う場合、収穫（刈り取り）数量と<sup>もみず</sup>初摺り後の数量には差が発生することとなるが、新農林水産機関生産品事務取扱要領の様式ではこの数量の減が記載できず、正確な記載とならないため、農業試験場が独自の様式（生産品管理補助簿）を定めて事務処理し、また、生産品処分書は生産品処分報告書と様式を併用して事務処理を行っていた。

中小家畜試験場では、新農林水産機関生産品事務取扱要領に基づく事務処理を行っているが、日々大量に生産される豚、豚精液、鶏、鶏の種卵等の事務処理を、生産品の種類ごとに、生産や売却等の処分の都度報告書を作成し、各段階で決裁を受ける必要があるため、報告書類の事務処理量が多大となっている状況が見受けられた。

[意見]

農業大学校等では、新農林水産機関生産品事務取扱要領に定める様式を使用していないこと、中小家畜試験場では事務処理量が多大となっていることから、新農林水産機関生産品事務取扱要領は、現場の

実態に即したものとなっていないのではないかとと思われる。

については、農林水産部は、新農林水産機関生産品事務取扱要領に基づき事務処理が行われていない原因の分析を行い、不適正な経理処理を防止し、かつ、事務量が軽減できるような効率的な事務処理が行えるよう、各試験場の実態を踏まえて当該事務処理要領の見直しを検討されたい。

## 2 生産品の生産及び管理について

### (1) 生産品の生産計画は適正なものとなっているか

#### [監査の結果]

境港総合技術高等学校では、水産実習で漁獲物を獲るという生産計画を立てているが、生産計画(1トン)と生産数量の実績(25ケース)を比較したところ大きな差が見受けられた。

これは、海洋練習船が更新された平成15年度からは、従来行っていた漁法(はえ縄、まき網)の漁具が船に取付けできなくなったにもかかわらず、従来の漁法による生産計画のままとしていたためである。

また、生産計画の単位は重量で記載しているが、実際の漁獲物であるイカはケースで取引されていることから、生産数量の単位をケースで記載していた。

#### [意見]

境港総合技術高等学校の水産実習に係る漁獲物の生産計画は、実態に即したものとなっていない。

については、同校は、実態に即した漁獲物の生産計画を作成されたい。

### (2) 生産品の管理は適正に行われているか

物品規則第8条第1項では、「物品の生産又は収穫を行う現場の責任者(以下「生産主任」という。)は、生産品を生産品引継書により知事又は出納機関の長に引き継がなければならない。」と規定されており、また、同条第3項では、「第1項の規定にかかわらず、生産品を試験、研究、生産等のため直ちに消費するときは、知事又は出納機関の長に引き継ぐことを要しない。この場合においては、生産主任は、生産品の受払いを明らかにしておかなければならない。」と規定されている。

学校生産品等事務取扱要領第3の5では、「生産主任は、物品規則第8条第3項の規定により、生産品を実験・実習のため消費するときは、生産品処理簿にその数量及び用途を記入して出納機関の長の承認を受け、その受払については、受払簿(様式第2号)により整理しなければならない。」と定められている。

#### [監査の結果]

新農林水産機関生産品事務取扱要領では、生産主任は、試験研究に使用する月齢おおむね8月になる牛は、生産品から備品へ分類換えをしてその飼養を決定し、出納機関の長に引き継がなければならないこととされており、また、この場合、物品規則第26条では、「物品の分類換えは、物品分類換調書により行わなければならない。」と規定されている。

農業大学校では、牛を生産品から備品へ分類換えを行う際に物品分類換調書を作成していなかった。

鳥取緑風高等学校、青谷高等学校、米子高等学校及び米子白鳳高等学校では、農業科目についての教育を行っていることから、ほ場やハウス等で野菜や花き等を栽培している。

これらの高等学校では、収穫した野菜等を物品規則に規定する生産品として取り扱わず、物品規則や学校生産品等事務取扱要領に基づく、生産品の管理処理の事務手続を行っていなかった。

境港総合技術高等学校では、生産実習の実施に伴い、漁獲物が発生しているにもかかわらず、漁獲を行う現場の責任者である生産主任を任命せず、また、生産品処理簿の未作成及び漁獲物を実習に使用する場合の受払簿への数量の未記入といった、物品規則及び学校生産品等事務取扱要領に定める手続を適正に行っていなかった。

白兔養護学校では、平成18年度の加工品の残数量を繰り越すべきところ繰越処理をせず、平成19年度の実績簿に記載していなかった。

#### [意見]

農業大学校は、試験研究に使用するため飼養を決定しようとする牛を備品へ分類換えする場合は、物品規則に規定する物品分類換調書を作成して適正に行われたい。

農業実習等により生産品が発生している鳥取緑風高等学校等及び境港総合技術高等学校は、生産物や

加工品が発生した場合は、生産主任を任命し、生産品処理簿等により適正に管理や処理を行われたい。

白兔養護学校は、次年度への生産品の繰越処理に係る生産品処理簿への記載を適正に行われたい。

生産品が発生した場合には、物品規則等の規定に基づいて適正に生産品の管理及び処理の事務手続を行うべきであるが、上記のような不適正な生産品の管理の状況が見受けられたのは、物品規則等の規定が、職員に十分理解されていないためであると思われる。

については、庶務集中局集中業務課は、職員の研修を行うなどして、生産品の販売等に係る諸規程の周知、徹底に努められたい。

### 3 生産品の販売について

#### (1) 生産品の販売等の処理は適正に行われているか

##### ア 教育に配慮した販売の方法

農林水産部では、農林水産関係教育試験研究機関等における生産品事務取扱要領の一部改正について（平成19年10月9日付農林水産部長通知）に基づき、生産品は、原則として市場販売（品物によって一般的な出荷経路が定まっている公設の市場や一般業者等への出荷をいう。以下同じ。）することとしている。市場販売が困難なものについては、ホームページ等で広報し、試験場等の状況を広く知ってもらうためのふれあいセミナーや場内で県民や職員へ販売することとしている。

##### [監査の結果]

農業大学校では、学生への教育を充実させるために少量多品目の野菜や花きを生産しており、また、収入の確保を図るためにわずかな生産量のもので公設の市場、農業協同組合（以下「JA」という。）の直売所、道の駅等で可能な限り売払いを行っている。

生産品の販売は、ほとんど現場の職員が行っているため、学生が販売の活動に携わるのは、流通の仕組み等を学ぶために県外（加古川市）に出向いて消費者と対面して行う販売実習や毎年11月に開催されている修農祭（収穫祭）のみとなっている。

##### [意見]

農業大学校は、農林水産関係教育試験研究機関等における生産品事務取扱要領の一部改正についての通知に基づき、市場販売を優先して行っている。

同大学校は教育機関であることから、学生には生産から流通販売まで学習させることが重要であると考え、学生が販売に携わる機会が現状の販売実習等のみでは少ないと思われる。

については、同大学校は、生産品の販売を行うことにより学生がコミュニケーション能力を養ったり、お金の管理をする等の実践教育がこれまで以上に学べるよう、校内での県民や職員への販売に携わる機会を増やすことを検討されたい。

##### イ 販売の形態

教育委員会では、学校祭における生産品販売の取扱いについて（平成7年10月9日付鳥取県教育委員会事務局総務課長通知。以下「学校祭の販売取扱通知」という。）で、学校祭における生産品の販売を、学校内で組織した学校祭実行委員会に委託できることとしている。

##### [監査の結果]

日野高等学校では、学校祭の販売取扱通知に基づいて日野高ショップ実行委員会を設置し、これに生産品の販売を委託している。日野高ショップ実行委員会は、学校職員で組織され、日野商工会館駐車場等で毎月1回、生産品の販売業務を行っている。同校は、経理実務等の実践教育の一環として、この生産品の販売に生徒を参加させている。

学校祭の販売取扱通知では、学校祭実行委員会は、学校祭の開催時期にあわせて臨時的に設置するものとされているが、同校は、年間を通して同実行委員会を設置し、生産品を販売していた。

##### [意見]

学校祭実行委員会への販売委託は、学校祭の販売取扱通知の趣旨からすれば、学校祭で販売を行う限られた場合について設置するものであり、年間を通して設置すべきものではないと思われる。

このことから、日野高等学校が日野高ショップ実行委員会を設置し、これに年間を通して生産品の販

売を委託していることは、学校祭の販売取扱通知の趣旨を逸脱したものである。

しかしながら、同校の生徒が生産品を販売して、その代金を受け取り、お金の管理をするということは、流通経済の実践教育として有効なものであると思われる。

については、同校は、教育的な配慮から生徒に生産品の販売に参加させている状況を勘案し、関係機関と協議して有効な実践教育が円滑に推進できるようにされたい。

#### ウ 販売に係る事務の効率化

##### [監査の結果]

白兔養護学校では、障害のある子どもたちが働く喜びを味わうとともに、生活経験を広げ、社会参加の気持ちを育てるため、野菜等の生産や椅子等の製作を行っている。

これらの生産品は、学校内に設置している作業学習における製品作成会議で販売価格を決定し、主に、学校祭の際に設置する白兔祭り実行委員会に委託して来校者に販売したり、同校の職員に販売している。

このうち加工品については、有機肥料から椅子まで多種多品目を製作しており、これらを出来上りの具合により、大・中・小、優・良・並と250種類を超える区分に分類している。

同校では、これらの250種類以上に分類された生産品を生産や販売に係る諸帳簿に記載しているため、事務量が多大となっている状況が見受けられた。

##### [意見]

白兔養護学校は、生産品の販売等に係る事務については、学校生産品等事務取扱要領に基づいて適正に行っているが、生産品の種類をあまりにも細かく分類しているため、事務処理に多大な労力をかけている。

については、同校は、現在の生産品に係る事務が、不適正な経理処理を防止し、かつ、事務量が軽減できるようなものとなるよう検討されたい。

#### エ 販売価格の適正な決定

##### [監査の結果]

各機関は、生産品の販売価格を新聞発表の市場価格や原材料費を勘案して適正に決定していた。

#### オ 販売に係る適正な事務手続

##### [監査の結果]

園芸試験場では、花（キク）の販売に係る事務処理において、次のような不適正な事例が見受けられた。

- ・ 買受人からの買受書の受領の遅延により、収入調定が遅延していた。（28日の遅延）
- ・ 生産品処理簿への売払い金額の記載において、花（キク）の販売日に金額を計上せず、買受書を受領した日に金額を記載していた。
- ・ 生産品処理簿への売上数量の記載において、実際に販売を行った日と、販売に係る買受書の提出があった日（28日後）の両日に重複して生産数量と売却数量を記載していた。

水産試験場では、生産品（漁獲物）の売払いにおいて、生産品委託販売契約書に生産品の引渡時に交付すべきと定められている生産品引渡伝票を交付していなかった。

##### [意見]

買受書の受領遅延、生産品処理簿の記載誤り及び契約書に定める書類の未交付は、不適正な公金の取扱いの発生原因となることが懸念されるので、園芸試験場及び水産試験場は、事務手続を適正に行われたい。

#### (2) 生産品販売代金の処理は適正に行われているか

##### ア 売払いに関する会計処理

##### [監査の結果]

喜多原学園では、施設内の畑でサツマイモを栽培して収穫し、また、施設内に自生している梅、タケノコ、栗、柿を収穫するとともに、収穫したものを加工して干し柿等を作っている。さらに、同学園では、入園者の情緒安定教育と交流を目的として、入園者に材料を提供し、工芸品や手芸品を製作させて

いる。

同学園では、これらの収穫した生産物の一部を学園寮の給食や近くの保育園との交流で使用しており、また、生産物の余剰分及び製作した工芸品や手芸品、干し柿等の一部を学園の園遊会（関係者及び保護者との交流会）や児童福祉展等で販売している。

同学園では、これらの生産品が発生しているにもかかわらず、生産品が発生しているとの認識がなかったことから、物品規則及び会計規則に規定する取扱いを行っておらず、生産品を処理する具体的な取扱いについても定めていなかった。

また、同学園は、これらの生産品の一部を売り払っていたが、これらの販売代金を私費会計に入金し、手芸品製作の材料費、入園者のための娯楽雑誌等の購入経費及び学園行事に必要な経費等に支出していた。

#### [意見]

喜多原学園で行っている生産品の販売収入等を私費会計の口座に入金し、その口座から手芸品製作の材料費、入園者のための娯楽雑誌等の購入経費及び学園行事に必要な経費等を支出する処理は、不適正なものである。

については、同学園は、関係機関と協議して実態に即した事務取扱要領を定めて、生産品の販売代金を県の会計の収入とされたい。

また、私費会計から支出している手芸品製作等の材料費や学園行事に必要な経費等については、関係機関と協議して公費で支出するよう検討されたい。

#### イ 現金の取扱い

##### [監査の結果]

会計規則では、県の歳入金を直接収納することができるのは、出納員、分任出納員及び会計員として

いる。  
倉吉農業高等学校では、生産品を買ってもらえる喜びを知ることが教育に不可欠であると考え、生徒が生産した野菜等を生徒自らが交代で教職員に売り歩き、販売代金を受け取っている。生徒が受け取った販売代金は、他の校内販売分とともに県の収入とされていた。

#### [意見]

倉吉農業高等学校の校内販売の方法は、生徒が公金を取り扱うこととなるため、会計規則上は適正とはいえず、また、販売実績と販売代金に不突合が発生することも懸念される。

しかし、同校の生徒が生産品を販売して代金を受け取るという行為は、生徒自身が作った生産品がお金になることを実感したり、購入者とのコミュニケーション能力を養うことができると及びお金を管理することを実際に体験できるものであり、実践教育として有効なものであると考える。

については、教育環境課は、このような農業実習会計等で生徒に校内販売を行わせる場合は、金銭の事故防止に配慮しつつ、教育効果が上がる方法を関係機関と協議されたい。

#### ウ 売払い代金の収入方法

##### [監査の結果]

米、果実等を生産している試験場、高等学校等では、JAに販売を委託している。生産品の販売代金は、JAの支所に開設している場長等名義の口座（営農口座）に振り込まれる。その後、試験場等では売払実績が記載された売払照合表を受け取った後に、職員がJAの支所へ出向き、場長等名義の口座から販売代金を払い出して、納入通知書又は払込書により県の口座へ入金している。

なお、智頭農林高等学校では、以前はJAに委託して販売した米の代金は、JAの支所に開設していた口座に振り込まれていたが、現在は納入通知書によりJAから県の口座に入金してもらっている。

#### [意見]

試験場、高等学校等が、米、果実等を販売する場合、JAに販売を委託することは一般的な方法と考える。

しかし、JAの支所に口座を開設した場合、職員がJAの支所へ出向き、場長等名義の口座に振り込

まれた販売代金を引き出して、県の口座へ払込みを行うこととなり、事務に負担がかかると思われる。また、職員が多忙によりJAへ出向けない場合等は、JAの支所に開設した口座に公金が滞留することとなる。

については、農林水産部及び教育委員会は連携して、JAの支所に口座を開設することなく、県の口座に直接入金してもらうことができるよう関係機関と協議されたい。

#### 4 労務の提供に係る事務取扱について

労務の提供とは、外部からの依頼により生徒や学生を授業の実習の一環として依頼者に対する労務の提供を行わせることであり、これにより県が収入を得ているものをいう。

なお、労務の提供は、次の3機関で実施されていた。

〔各機関の労務の提供の状況〕

機 関 名	学 科 名	労務の提供の内容
倉吉高等技術専門学校	木造建築科	木造建築施工実習
米子高等技術専門学校	自動車整備科	自動車整備実習及び検査実習
鳥取盲学校	高等部保健理療科	あん摩マッサージの理療臨床実習
	専攻科	あん摩マッサージ・はり・きゅうの理療臨床実習

##### (1) 労務の提供に関する事務取扱要領は適正に定められているか

商工労働部では、専修職業訓練校（現高等技術専門学校）における生産品販売等の事務を適正に取扱うことを目的として、鳥取県専修職業訓練校における生産品に関する事務取扱要領（昭和38年3月19日付総務部長・商工労働部長通知。以下「訓練校生産品事務取扱要領」という。）を定めている。

〔監査の結果〕

倉吉高等技術専門学校では、木造建築施工実習として、県民から小規模な木造倉庫の建築の依頼を受け、建築を行い収入を得ている。

また、米子高等技術専門学校では、自動車整備実習及び検査実習として、県民から自動車の点検整備の依頼を受け、教材である自動車の整備を行い収入を得ている。

両高等技術専門学校では、木造建築や自動車整備に係る実習を行うに当たり、訓練校生産品事務取扱要領に定める生産物申込（買受）書の様式により申込みを受け、実技訓練完了報告の様式により報告していたが、これらの書類は、木造建築や自動車整備の実態に即した様式となっていない。

訓練校生産品事務取扱要領は、実習で製作した生産品を売り払っていた時代に定められたものであり、時代の流れにより訓練内容が変更された現在では生産品を製作することがなくなったため、訓練校生産品事務取扱要領に定める様式のみ使用している。

労働雇用課では、行政監査の監査委員による実地監査を受け、速やかにこの訓練校生産品事務取扱要領を廃止し（平成19年11月30日付廃止）今後の訓練実習に当たって発生する労務の提供の取扱いについては、各校で定める要領に基づいて行うよう通知している。

##### (2) 労務の提供に係る事務手続は適正に行われているか

〔監査の結果〕

倉吉高等技術専門学校では、木造建築施工実習の実施において、平屋建の倉庫建築の依頼者から生産品申込（買受）書の提出を受けていたが、その申込みの1週間前に、契約書に相当する実習工作に関する覚書を依頼者と交わしていた。

米子高等技術専門学校では、自動車整備実習及び検査実習の実施において、依頼者から生産品申込（買受）書を車両点検整備記録簿に記載された点検整備の日以降に提出を受けていた。

〔意見〕

倉吉高等技術専門学校及び米子高等技術専門学校は、覚書の締結や申込書の受理に当たっては、適正に事務手続を行われたい。